

## 海外

### 米州諸国

#### ◇米国、1985年農業法発効

レーガン大統領は昨年12月23日、1985年農業法に署名した(従来の1981年農業法に代わるもの、期間5年の時限立法)。新法では、財政赤字の削減と米国農業の国際競争力回復を図るとの目標の下、具体的には、①「不足払い制度」<sup>(注1)</sup>(農民への直接の所得補償)における目標価格の引下げ、②「ローンレート」<sup>(注2)</sup>(最低支持価格)の引下げ、③減反政策の見直し、といった施策を導入しているのが特徴。

(注1) 本制度は目標価格(生産コストを基準に前もって決定)を市場価格が下回った場合、政府はその差額の75%を農家に支払うという直接的所得補償制度。

(注2) ローンレートとは商品金融公社(CCC)が農産物を担保として農家に融資を行う際の基準価格。商品金融公社の融資期限到来時(9か月後)に農産物を質流れにするか、買取るかは農家の自由裁量であるため事実上の最低価格支持制度とみなしうる。

同法の骨子は以下のとおり。

- (1) 「不足払い制度」における目標価格の引下げ……新法では小麦、飼料穀物、米、木綿などの目標価格を今後徐々に引下げ90年には85年比10%低い水準とする旨規定。
- (2) ローンレートの引下げ……ローンレートについてはこれまで81年設定価格で固定されていたが、今回の改正により86年はこれを品目ごとにある程度引下げ(たとえば、代表的品目である小麦は10%)、さらに87年以降については原則それに先立つ5年間のうち最高価格の年と最低価格の年を除く3か年の平均市場価格の75~85%水準とする。
- (3) 減反政策の見直し……これまで一定比率の減反を行った農家に対しては政府から一定の特典が与えられていたが<sup>(注3)</sup>、今回の改正では、こうした特典を受けるに必要な減反比率の下限(現行10%)を引上げ(たとえば小麦の場合、86年15%、87年以降90年まで20%)。

(注3) 従来は、10%の減反を行った農家に対してのみ所得補償・CCCからの借入等の特典が与えられてきた(また83年以降は、さらに減反を上積みした農家に対して

は、そこから通常収穫される穀物の80~95%をCCCが現物支給する方式<PIK>も加えられた)が、減反が単収の低い耕地に集中し、高単収の耕地が残される形となり、減産効果があがらず、かえって所得補償等の経費がかさむこととなったため、減反比率の見直しの必要性が広く認識されていたもの。

#### ◇米国、農業信用機構再建法を制定

レーガン大統領は12月23日、農業信用機構再建法(The Farm Credit Amendments Act of 1985)に署名した。本法律は、農業不況により経営が急速に悪化している農業信用機構<sup>(注)</sup>(FCS < Farm Credit System >)の再建、救済を目的としており、主な内容は次のとおり。

(注) 全米12の農業信用地区に所在する連邦土地銀行(12行)、連邦中期信用銀行(12行)、協同組合銀行(協同中央銀行を含め13行)の合計37行および各々の傘下組合、農協よりなる米国最大の農業融資機構であり、政府関係の独立機関である農業信用局(FCA < Farm Credit Administration >)の監督下にある。

##### 1. FCAの権限強化

- (1) FCAは、大統領により指名を受けかつ上院の承認を得た3名の役員により運営されることとする。役員の任期は6年で、再任は不可とする。
- (2) 農業信用地区の代表者13名からなる現行の取締役会(board of directors)は諮問機関(advisory panel)としてのみ機能することとする。
- (3) FCAは、FCSの貸出債権保全や下部組織間の資金移動に関する規則制定権および傘下銀行が連合して発行する債券の発行認可権を有するほか傘下の銀行、組合、農協に対して商業銀行と同様の基準により審査を実施する権限を有するものとする。またFCAはこれら下部組織の最低自己資本比率を定め、また必要な場合には下部組織同士を合併させることができるほか、規定違反の下部組織に対しては、役職員の更迭を含む「業務改善命令」(cease-and-desist order)を発することができる。

##### 2. 農業信用機構資本公社の設立

- (1) 新たに農業信用機構資本公社(Farm Credit System Capital Corporation)を設立し、FCS内での損失を下部組織間で相互に補填しあうための資金割当の権限を同公社に与える。
- (2) 同公社は、FCSの主要構成メンバー37行により選出された3名の取締役およびFCA議長の任命する2名の取締役の合計5名により運営されることとする。ただし、同公社が財務省から資金援助を受けた場合に

は、取締役が2名追加されることとする(1名は農務長官が任命、残り1名は他の6名のメンバーが任命)。

(3) (1)に示した同公社の権限は1990年12月31日に消滅するものとする。

### 3. 財務省による資金援助

(1) 財務長官は、同公社の発行する債券を引受けることができる。

(2) ただし、こうした資金援助は、FCS全体として最早、新規に貸出を行うことができないことが証明された場合にのみ実施され、また同措置の実施にあたってはこうした債券引受けが可能である旨、事前に歳出予算で認められていることが必要である。

### ◇米国連邦準備制度理事会、ジャンク・ボンドの利用規制につき発表

米国連邦準備制度理事会(FRB)は1月8日、米国で企業買収が行われる際、主たる資金調達源の一つとなっているジャンク・ボンド<sup>(注)</sup>の利用を規制する旨発表した(実施は1月10日から)。

米国では最近、企業買収において、実体のないダミー子会社を設立してジャンク・ボンドを発行し、それを原資として買収を行うといったケースが増加している。しかし、こうした企業買収ブームによるジャンク・ボンドの大量発行は、通常の投資活動よりも、より投機色の濃い取引に資金が振向けられるとともに、民間部門の最近の債務急増にもつながっていることから、こうした傾向が続けば、今後米国経済の長期的な成長力、金融の安定性に悪影響を及ぼしかねないとして規制を求める声が以前からあげられており、FRBの今次措置はこうした要請に応えたもの。

(注) 格付けがBB格以下の信用度の低い債券。

今次措置の概要は次のとおり。

#### 1. ジャンク・ボンドの利用規制

他企業の株式を購入するために設立されたシェル・コーポレーション(shell corporation、実体のないダミー子会社)が、債券発行などにより外部からの資金調達を行う場合には、原則としてレギュレーションG<sup>(注)</sup>(銀行、ブローカー、ディーラーの三者以外のものによる証券金融)の対象とする。

(注) 同規制は、少ない自己資本で過大な株式の売買が行われることによって、市場が過度に投機化することを防止する目的で設けられているもので、現行の証拠金(株式の購入価格のうち買手が証券金融として借入れることが許されない部分)率は50%である。したがって、今回の規制により、債

券発行による資金調達は、買収に必要な資金の50%以下に制限されることになる。

#### 2. 規制の例外

こうした債券発行がレギュレーションGの規制対象となるのは、①シェル・コーポレーションが事実上、買収相手先企業の株式以外には資産を有さず、また買収先企業の株式の購入・保有以外に重要な業務機能を持たないこと、②シェル・コーポレーションが買収相手先企業の株式を取得しても、買収が完了するまでは、買収先企業をコントロールできないこと、等の事実に基づくものである。したがって次のようなケースは今次規制の対象外とする。

- (1) ある程度の資産、収入源を有する事業会社(operating company)が債券を発行する場合。
- (2) 資産、収入源を有さないシェル・コーポレーションの発行する債券であっても、親企業の保証(guaranty)など他の方法により担保が付されている場合。
- (3) 資金調達前に買収に関する合意(merger agreement)がなされている場合。
- (4) 州法等により、一定比率以上の株式を取得すれば、他の株主や被買収企業の役員の承認を得なくても買収が完了する場合。

## 欧州諸国

### ◇ブンデスバンク、最低準備制度改正の具体的内容等を公表

ブンデスバンクは昨年12月の理事会において、最低準備制度の緩和等西ドイツ金融市場の国際競争力強化のための基本方針を決定したが(61年1月号「要録」参照)、このほど新準備率の設定を含むその具体的内容等を明らかにした。概要は以下のとおり。

1. 最低準備率については、当座性債務のみ累進性を残すこととし、定期性債務・貯蓄預金については一律の準備率に変更すると同時に準備率を引下げる(次表参照)。
2. 対非居住者外貨建債務に対する準備義務(期間4年未満の債務)については、現在同一通貨、同一期間かつ同一金額の債権を保有している場合には準備対象外の扱いとされているが、新制度では対非居住者外貨建債務残高のうち期間4年未満の外貨建債権残高に相当する金額については通貨、期間の如何にかかわらず債権との相殺を認め準備対象外の扱いとする。

(※)

		当座性債務		定期性債務		貯蓄預金	
		新	旧	新	旧	新	旧
居住者債務	債務残高 100万マルク以下	6.0	6.4	} 4.5	4.5	} 3.75	4.2
	100万マルク超 100万マルク以下	9.0	8.65		6.0		4.35
	100万マルク超	11.0	10.15		7.15		4.5
非居住者債務		11.0	10.15	4.5	7.15	3.75	4.5

下の実績および価格規制撤廃を求める経済界からの要望を入れて、工業製品価格、商業マージン率を中心に従来の規制がかなり緩和されているのが特徴となっている。

なお、本件に関連してファビウス首相は昨年12月19日、「今後価格規制を段階的に解除し、86年末までには工業製品すべての価格を

3. 上記諸措置により金融機関の所要準備額は約80億マルク減少するが、ブンデスバンクとしてはもとよりこれら措置により金融緩和を進める意図は毛頭なく、いずれ再割引枠の縮小や売戻し条件付債券買オペの期落ち等によりこの資金解放効果を相殺するよう流動性吸収を図るつもりである。

4. マルク建CDの発行を容認することと関連して、ブンデスバンクは金融政策の有効な手段の一つとして最低準備政策を維持していくことを確認した。ブンデスバンクは他にも弾力的な金融市場調節手段を有しているため、ここ数年短期的な銀行流動性調節のために最低準備政策を発動する必要性がなかったが、最低準備制度は信用創造に対する抑制機能を有するという点で重要な制度である。

5. こうした最低準備制度の機能は、将来新規に発行される期間2年未満の無記名証券や一部指図証券をブンデスバンク法16条の最低準備対象債務に加えることによって一段と重要性を増そう。マルク建CDの準備率としては定期性債務にかかる準備率が適用されることになる。

6. マルク建CDの導入に際し、これを最低準備対象債務に組入れない場合には、将来最低準備義務を負う預金から短期マルク建CDへの資金シフトが生じ、最低準備政策の効果が損なわれるおそれがある。実際、過去にも金融機関が定期預金に代えて期間1年程度の金融債を積極的にオファーするような動きがみられたが、新制度の下ではこうした抜け穴がふさがれるため、従来短期金融債を発行しない金融機関が被ってきたハンディキャップが消滅することになる。

#### ◆フランス、86年中の価格規制方針等を発表

フランス経済財政予算省は昨年11月7日、86年の政府インフレ抑制目標(86年12月の消費者物価指数前年同月比+2.9%)達成のための価格規制方針を発表した。その概要は以下のとおりであるが、これまでのインフレ率低

自由化する」旨発言している。

#### 1. 工業製品価格規制

従来からの政府・業界間の協定をベースとした規制(本協定に基づく86年の価格<工場出荷段階>引上げ幅は最高2%)を継続しつつ、今後価格自由化品目を拡大していく。なお、こうした方針に基づき同省は昨年末、価格自由化品目にコーヒー、乳製品、家庭用暖房燃料、新聞・定期刊行物、香水・化粧品等24品目(売上高合計約1,300億フラン相当、実施時期は本年1月が大宗)を追加する旨発表。

#### 2. サービス価格規制

サービス部門においては、86年中の価格引上げ幅を原則として+1.5%以下に抑制する。

#### 3. 商業(卸売、小売、輸入)マージン規制

商業マージン率については、従来法令により決定されていたが、今後は政府と協定を締結した業界については、自由に価格を決定することができる。ただし競争が十分でない部門においては、法令による規制を存続する。

#### ◆フランス、広範な為替管理の緩和措置を発表

フランス経済財政予算省は昨年12月2日、以下のとおり広範囲にわたる為替管理の緩和措置を発表した。同省では今回の措置につき、「①パリ金融市場の近代化、②対外直接投資の促進、③個人の対外送金の順便化、を目的として打出したものであり、この結果、新たな為替管理体制は、ミッテラン政権が誕生した1981年5月以前より緩やかなものとなった」旨コメントしている。

#### 1. パリ金融市場近代化関連(実施日は未定)

- 企業が為替リスクカバーのために外貨(ECUを含む)同士での裁定取引、オプション取引および外貨建債務の金利スワップ取引を実行することを認可する。
- 居住者が証券外貨<sup>(注)</sup>(devises-titres)市場を経由して取得できる外国証券については、従来長期物に限って

いたが、今後はあらゆる満期期間の外国証券(CD、CPを含む)の取得を認める。

(注)証券外貨制度とは、居住者が外国証券取得のために使用できる外貨を外国証券売却代金(すなわち証券外貨)に限定した制度である(56年6月号「要録」参照)。

## 2. 企業関連(実施日は85年12月3日)

- (1) 対外直接投資につき、従来、企業に対してその投資額の50%を外貨借入で調達することを義務づけていた(59年12月号、60年10月号「要録」参照)が、今後はかかる規制を撤廃する。
- (2) 対外直接投資に関し、事前許可が免除される限度額を現行2百万フラン(59年1月号「要録」参照)から15百万フランへ引上げるほか、要許可案件については、許可申請受領後遅くとも1ヵ月以内にこれを処理することとする。
- (3) 輸出代金決済の順便化を図るため、あらゆる支払手段(銀行券を含む)での決済が可能な代金受領の限度額を、現行5万フランから10万フランへ引上げる。

## 3. 個人関連(実施日は85年12月3日)

- (1) 海外在住のためのフラン持出し限度額を、従来の2万フランから6万フランへ引上げる。
- (2) 留学生向け国外送金限度額につき、独身留学生の場合には従来の月当たり5,000フランから1万フランへ、また家族同伴留学生の場合には同1万フランから2万フランへ各々引上げる。
- (3) 証明書不要の国外送金限度額、同緊急時国外送金限度額を各々引上げる(1送金人当たり、各々1,500フラン/月→3,000フラン/月、3,000フラン/月→6,000フラン/月)。

### ◇フランス、公共部門発行債の起債関係手数料を自由化

フランス経済財政予算省は昨年12月9日、公共部門の発行する債券に係る起債関係手数料(現行1.3~1.7%、60年5月号「要録」参照)を本年1月1日より一般企業債の場合と同様自由化し、起債当事者間の個別交渉にゆだねる旨発表した。

なお同省は、「本措置は銀行の対顧客サービス価格の自由化を進めていく過程での新たな一歩をしるすものである」とコメントしている。

### ◇フランス、CP発行要領等を発表

フランス経済財政予算省は昨年12月17日、CP関係法案の成立(同12月14日)に伴い、①CPの発行要領、②特

殊金融機関債の発行要領、③CDの発行最小単位引下げ等を発表した。なおCPの発行要領については、昨年11月、同省により発表された最終案(60年12月号「要録」参照)の一部の項目につき、発行最小単位の引下げ(10百万フラン→5百万フラン)、最短発行期間の引上げ(7日→10日)等一部変更を行なっている。本措置の内容は、以下のとおり。

#### 1. CP(billets de trésorerie)の発行要領

- (1) 発行者……発足後2年以上が経過した株式会社(除く金融機関)および自己資本150万フラン以上の公営企業。
- (2) 発行最小単位……5百万フラン。
- (3) 期間……10日以上180日以内。
- (4) 金利等……固定金利方式(発行時に自由に付利)で額面発行。なお償還時のプレミアム付加は不可。
- (5) クレジット・ライン……発行総額の95%以上に相当する銀行のクレジット・ラインが必要。
- (6) ディスクロージャー……以下の財務諸表の公表を義務付け。

#### イ、営業報告半期報

- ① 公表時期：各事業年度の上半期終了後、4ヵ月以内。
- ② 内容：売上高、税引前利益等の計数(当期および前期)とそのコメントおよび当期中にあった重要な事柄についての説明。

#### ロ、資金繰り明細表四半期報

- ① 公表時期：各四半期終了後、1ヵ月以内。
- ② 内容：所定の様式による資金調達・運用面の内訳(当該四半期と前2四半期)。

#### 2. 特殊金融機関債券(bons des institutions financières spécialisées)の発行要領

- (1) 発行者……銀行法上の特殊金融機関(クレディ・ナショナル、フランス不動産銀行、地域開発公社等)。
- (2) 発行最小単位……5百万フラン。
- (3) 期間……2年以上7年以内。

#### 3. その他

- (1) 上記のCP、特殊金融機関債券と平仄を合わせるため、CDの発行最小単位を従来の10百万フランから5百万フランへ引下げ。
- (2) CP市場の創設、TB市場の拡大等オープン市場の拡張(60年10、12月号「要録」参照)に伴い、これまで特例的にインターバンク市場への参加を認められていたノンバンク諸機関(entreprise non bancaire ayant

accès au marché monétaire < ENBAMM >)については、以下の時点以降インターバンク市場から排除する。

86年5月末 SICAV (短期証券投資信託会社)

86年12月末 保険会社

なお、年金組合 (caisse de retraite)、共済組合 (société de prévoyance)等は、今後改めて時期を明示するまでインターバンク市場への参加継続を認める。

#### ◇英国大蔵省、住宅金融組合法改正案を国会に上程

1. 英国大蔵省は昨年12月9日、住宅金融組合法改正案 (Building Societies Bill) を国会に上程した。今回の同法改正は、個人金融分野においてクリアリング・バンク (手形交換所加盟銀行) との間で激しい競争を繰広げている住宅金融組合が「現行法の下では十分に顧客ニーズに応えられない」として、83年1月に同法改正に関する要望書を提出したのを契機に検討が進められてきたもの (84年7月には大蔵省が改正草案を公表した経緯)。

2. 今次法改正の狙いは、住宅金融組合に対して広範な業務を認めることにより金融サービス全般の効率化を図るとともに、業務多様化に伴い生ずるリスクに対し住宅金融組合の健全性を確保し同時に投資家保護を図るところにある。

3. 今回の改正法案の骨子は以下のとおり。

(1) 住宅金融組合委員会 (The Building Societies Commission) の新設

イ、同委員会は大蔵省が任命した4名から10名のメンバーにより構成される。

ロ、同委員会の主な機能は、住宅金融組合に関する事柄につき、大蔵省等に対し勧告および提言を行うことにあり、さらに具体的権限としては以下のものがある。

(イ) 住宅金融組合が資産運用や流動性資産に関する規制を遵守していない場合には、住宅金融組合委員会は当該住宅金融組合に対し再建案や解散申請の提出を命ずることができる。

(ロ) 住宅金融組合委員会は、特定の業務が本法に定める住宅金融組合の業務分野に含まれるか否かを決定し、それが後者である場合には禁止命令を发出する権限を有する。また、投資家保護にとって得策であると判断される場合には、住宅金融組合に対し遵守すべき条件を課すことができる。

(ハ) さらに、住宅金融組合委員会は広告規制、情

報・書類徴求等の権限を有する。

(2) 住宅金融組合の目的

「その目的あるいは主たる目的が住宅用地を担保とした貸出を会員に対して行うために会員から資金を調達することである場合に、住宅金融組合の設立が認められる」旨規定。

—これは「主たる目的 (principal purpose)」との表現を新たに付け加えることにより、「住宅用地を担保とした貸出のための資金調達」を唯一の目的とする現行法の規定を緩和し、後述のような広範な業務の展開を可能にするもの。

(3) 住宅金融組合の設立認可

イ、新たに住宅金融組合を設立する場合は、10名以上の参加を必要とする。また、最低出資金は10万ポンドとする。この最低出資金に関する制限を満たし、かつ経営陣が適任・相応の人物と判断される場合には、住宅金融組合委員会により設立認可が与えられる(注)。

(注) 従来は、友愛組合主任登録官 (Chief Registrar of Friendly Societies) が設立認可の権限を有していた(なお、新たに設立される住宅金融組合委員会の第1コミッショナーには主任登録官が就任する)。

ロ、すでに認可を受け営業を行っている住宅金融組合は、新法の下でも引続き設立が認可されているものとみなす。

(4) 大口の資金調達規制

法人定期預金等からなる非小口性債務は、負債の20%を超えてはならない。ただし、この比率は法律により最高40%まで引上げることができる。

—従来この種の規制は設けられていなかったが、変動の激しい市場性資金吸収に伴うリスク増大に対応して本規制を導入。

(5) 業務資産 (Commercial Assets) の構成上の制約

イ、業務資産 (総資産 - 流動資産 - 固定資産) を下記のとおり Class1 資産、Class2 資産、Class3 資産に分類し、Class1 資産は業務資産の90%以上、Class3 資産は同5%未満としなければならない。

ロ、Class1 資産は Primary Advances (貸付額が不動産の評価額を下回り、かつ他の抵当権が設定されていない住居用不動産を担保とした個人向けの貸付け) を指し、Class2 資産とは Secondary Advances (上記 Primary Advances の条件が満たされていない不動産担保貸付け) を指す。

ハ、Class3 資産は、①無担保貸付(同一人に対する貸付限度5,000ポンド)、②主に住居用として開発・所有された不動産、③法人・子会社の株式、からなる(①と②については、業務資産1億ポンド超の住宅金融組合のみが取扱い可能)。

ニ、なお、現行法ではClass1 資産のみが保有資産として認められているが、本改正案では上記Class3 資産のうち①により消費者信用全般への進出が、また②によりいわゆるディベロッパーとしての活動が可能とされている。

(6) 流動性資産比率に関する規制

イ、住宅金融組合委員会は、住宅金融組合の資産構成に関し命令を発することができる<sup>(注)</sup>。

ロ、住宅金融組合は、その資産のうち十分な割合を流動性資産で保有しなければならない(最低比率は特定せず。ただし、当初は流動性資産比率を33.5%以下とする)。

(注) 従来は、主任登録官が大蔵省の同意の下に公布した1977年住宅金融組合公認投資令によって投資資産内容を規制。

(7) 投資家保護制度(Investors' Protection Scheme)

イ、上記制度への加盟を義務付け(現在は任意加盟)。ただし通常、住宅金融組合は資金拠出の義務を負わないが、支払不能組合が生じた場合には資産の0.3%を上限に資金拠出の義務を負う。

ロ、預金額が1万ポンド以下の場合には預金額の75%、1万ポンド以上の場合には7,500ポンドを上限に投資家保護を図る。

(8) 業務分野の拡大

預金の受入・払戻し、住宅資金貸付といった従来からのサービスに加え、新たに①為替、②外国為替、③不動産管理、④年金管理、⑤不動産の調査・見積り、⑥不動産譲渡手続きの代行、等の金融サービスを提供することを認める。

(9) 合併

イ、合併にあたっては、投票権を行使した借入者の50%、同預金者の75%以上の賛成を必要とする(借入者が投票権を有する点が従来との相違)。

ロ、規模の面で大きな格差が存在する住宅金融組合(具体的には両者間で1:8以上の規模格差が存在する場合)の合併については、小規模組合の総会員の20%以上の賛成を必要とする。

◆英国貿易産業省、投資家保護法案を上程

英国貿易産業省は、昨年12月19日、投資家保護法案(Financial Services Bill)を国会に上程した。本法案は投資家保護の見地から投資業務全般に及ぶ包括的な規制を定めており、85年1月の草案公表以後の検討結果を踏まえて作成されたものである。本法案の概要は以下のとおり。

1. 英国内において投資業務を行う者は、すべて免許を必要とする。無免許で営業を行った者には禁固刑または罰金刑を科す。

—貿易産業相は、裁判所に対し①無免許で投資業務を行った者については業務停止命令を、②また、顧客が無免許業者によって損失を被った場合には、損害賠償命令をそれぞれ求めることができる。

—投資業務とは以下のものを指す<sup>(注)</sup>。

- (1) 投資資産のディーリング
- (2) 投資資産取引のアレンジ
- (3) 投資資産の管理
- (4) 投資資産に関するアドバイス
- (5) 共同投資計画(collective investment scheme)の運営

—投資資産とは株式、社債、国債、公共債、ワラント債、CD、オプション、先物、長期保険契約等を含む。

(注) ただし、自己勘定でのディーリング、管財人としての資産管理、新聞・雑誌による投資アドバイス等は除く。

2. 投資業務免許は、以下のいずれかによって取得可能。

- (1) 貿易産業相が免許申請者を適当な人物であると判断し、認可を与えた場合。
  - (2) 貿易産業相が認可した自主規制機関<sup>(注)</sup>あるいは業界団体のメンバーである場合。
  - (3) 82年保険会社法により認可された団体、共済組合法による共済組合等は投資業務を行う認可を得ているものとみなされる。
  - (4) 他のEC加盟国の法律によって投資業務が認可され、かつ本法と同等の投資家保護が与えられる場合。
- (注) 自主規制機関としては、現在、証券取引所等7機関が予定されている。

3. 貿易産業相は、本法に基づいて免許を取得した業者が具体的に投資業務を行うにあたって以下のような諸規制を定めることができる。

- (1) 特定の業務や届出外の業務の禁止

(2) 広告に関する規制

(3) 手数料のディスクロージャーに関する規制

(4) 守秘義務に関する規制

4. 貿易産業相は投資家保護にとって望ましい場合や免許を得ている業者が本法またはこれに基づく規制に反する場合には、懲戒文書の公表、営業免許の停止・取消し、資産処分の禁止等を命ずることができる。

——こうした場合、当該業者は金融サービス裁判所<sup>(注)</sup> (Financial Service Tribunal) に訴えを起こすことができる。

——金融サービス裁判所は、案件を調査し、適切な解決策とその理由を記した報告書を貿易産業相に提出しなければならないが、同相がこれを受けて決定を下す。

(注) 本裁判所は、訴えがなされた時点で、あらかじめ指名されている10名のうちから3名を貿易産業相が選び組織される。

5. 貿易産業相は、投資業務を行っている者についてその業務を調査する理由があると判断される場合には、これを行うことができる。

——正当な理由なく上記調査のための事情聴取、書類提出等の義務に反した場合は禁固刑、または罰金刑を科す。

——ただし、認可を受けた自主規制機関および業界団体のメンバーについては、①当該機関・団体が貿易産業相に調査を要求した場合、②貿易産業相が当該機関・団体では満足いく調査ができないと判断した場合を除き、その業務が調査されることはない。

6. 貿易産業相または大蔵省は、外国の法律や政府当局等によって、当該国における英国業者の投資、保険、銀行業務が英国での当該国業者と同様の待遇が与えられていない場合には、国益に合致する限りそれら当該国業者に対し免許の取消または停止を通告することができる。

——上記通告については投資・保険業務に関するものは貿易産業相、銀行業務に関するものは大蔵省が行うこととし、それらは通告と同時に発効する。

——79年銀行法にも、上記銀行免許の取消しに関する条文を挿入する。

7. 貿易産業相は、その機能を特定の一機関(a designated agency)<sup>(注)</sup>に委譲することができる。

——この機関の議長および理事会メンバーは貿易産業相および英蘭銀行総裁が協議して任免する。

(注) 当初は、権限の委譲を受ける機関として、The Securities Investment Board と Marketing of Investment

Board の2つが想定されていたが、その後規制システムの簡素化を主張する動きが強まり、本法案ではこれが一本化されることを前提としている。

#### ◇イタリア、公務員給与に関するスカラモビレ制改革を実施

1. イタリア政府および公務員主要労組は民間に先駆け、昨年12月18日公務員給与に対するスカラモビレ制(賃金の物価スライド制)の改革について合意、本年から新協定が実施されることとなった。

今次改革の概要は以下のとおり。

(1) 物価スライドの調整方法は、現行の「生計費指数上昇幅にリンクした物価調整手当の一律支給方式」を改め、①月収58万リラまでは物価上昇率を100%補填し、②それを超える部分については物価上昇率の25%を補填することとする。これによりインフレカバー率は、従来の約65%から約50%に低下する見通し。

(2) 調整頻度は、現行の3か月ごとから6か月ごとへ改める(この結果新協定に基づく初回調整は5月1日)。

(3) 87年末までに週労働時間を漸次2時間減少させ、全公務員の週労働時間を36時間とする。

(4) インフレ率が政府目標を上回っている場合には毎年9月(予算策定前)に本合意事項を再検討する。

2. この間民間部門においては、賃金の物価スライド制見直しについては経団連もこれを受入れる姿勢をみせているものの、労働時間の短縮問題が論議の焦点となっており、依然合意をみていない。

#### ◇イタリア、リラ防衛策を発表

1. イタリア大蔵省・貿易省およびイタリア銀行は1月16日、昨年11月末以来のリラに対する投機的な動きに対処するため、TB金利引上げなど一連のリラ防衛策を発表した。

本措置の概要は以下のとおり。

(1) 次回発行時(1月末)におけるTB発行(3か月物～1年物)金利を0.3～1.0%ポイント引上げる。

(2) 金融機関のリラ建貸出の残高を、85年9月末および10月末残高の平均を100とする下記の指数値以下に抑制し、この規制枠を超過した金融機関には当該超過額の一定割合につきイタリア銀行へ無利子預託を義務づける。

指数表示の貸出限度額

86年/1月	2月	3月	4月	5月	6月
108	106	106	107	106	106

—なお、こうした貸出規制枠は83年7月に廃止されていた(58年7月号「要録」参照)が、最近における金融機関貸出の急増もあって復活されたもの。

(3) 輸出業者の外貨建輸出ユーザンス供与について、輸出代金の75%相当額の外貨を為銀から借入れることを義務づける(即日実施)。

—なお、本規制も昨年10月に廃止されていた(60年12月号「要録」参照)が、今回復活されたもの。

(4) 輸入代金の期限前決済を禁止する(即日実施)。

2. 今次措置につきイタリア銀行では、「一連の措置は全く一時的なものであり、また金融市場の自由化と金利の漸進的低下といった現在の基本的な経済政策に反するものでもなく、『不当な投機』を抑制し市場を再び正しい方向へと導くためのものである」と説明している。

#### ◇スウェーデン中央銀行、公定歩合を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は1月16日、公定歩合を1%引下げ(10.5%→9.5%)、翌17日より実施する旨発表した。公定歩合の変更は85年7月12日の引下げ(11.5%→10.5%)以来の措置(60年8月号「要録」参照)。

2. 今次措置につき同行では、「公定歩合は昨年7月の引下げ以来10.5%に据置いてきたが、この間に市場金利は3%以上も低下してきている。今回の引下げはこのような市場金利の低下に追随したものであり、金利の一層の低下を意図したのではない。また、このところ資本収支の改善傾向が著しく、それにつれてスウェーデン・クローネ相場が堅調に推移していることも今回の措置を促す材料となっている」と説明している。

## ア ジ ア 諸 国

#### ◇台湾、市中金利の引下げおよび金利規制の緩和を実施

台湾中央銀行は1月20日、預・貯金金利の最高限度の一部を引下げるとともに、従来3区分されていた1年以上の定期預金および貯蓄預金の最高金利を一本化した。また、台湾銀行公会(わが国の銀行協会に相当)は、同日、長期・短期の最低貸付金利を台湾中央銀行の承認を得て各々0.25%引下げた。台湾当局によれば、今回の措置は国内需要の拡大を図るとともに、以下のように台湾の金融市場の自由化、金利の弾力化を目指したものとされている。

① 預・貯金金利については従来各行とも最高限度と同

一の金利を適用してきたが、設定区分を簡素化することにより、最高限度以外の金利も適用されるようになることが期待されること(なお、台湾中央銀行は将来、最高金利の設定区分をさらに簡素化し、普通預金、普通貯蓄預金、1年未満の定期預金および貯蓄預金、1年以上の定期預金および貯蓄預金の4種類に減らす方針<今回は12種類から7種類に簡素化>)。

② 台湾中央銀行は従来貸付金利について最低・最高金利の水準を承認してきたが、今回承認対象を最低金利のみとしたこと。

—年利・%—

	60年11月23日 改訂(前回)	61年1月20日 改訂(今回)
貸付金利		
短期		
最低	6.25	6.00
最高	9.50	9.50
中・長期		
最低	6.75	6.50
最高	10.25	10.25
預・貯金最高金利		
普通預金	2.00	2.00
普通貯蓄預金	3.75	3.75
定期預金・1か月	4.75	4.75
〃・3か月	5.25	5.25
〃・6か月	5.75	5.75
〃・9か月	6.00	6.00
定期預金および 貯蓄預金		
〃・1年	6.25	} 1年以上6.25
〃・2年	6.50	
〃・3年以上	6.75	

※ ゆくゆくは1年未満の最高金利として1本化される予定

#### ◇マレーシア、1986年度予算成立

マレーシア国会(下院)は、12月5日、1986年度(86/1~12月)予算案を可決した。政府は同予算について、「財政支出の抑制と民間部門の活性化により国際収支の改善を目指したもの」(ダイム蔵相)と説明しており、こうした方針に沿って①經常支出(前年度当初比+1.9%)を中心に歳出規模(同+5.6%)を抑制するとともに、②サービス税や一部関税の引下げを実施している。

この間開発支出は同+15.7%と厚目に配分されているが、これについて同国経済界等では、最近の景気減速に対処するとともに選挙対策をも考慮したものと受けとめ



られている。

同予算の概要は次のとおり。

- (1) 歳入…一次産品市況の低迷を背景に輸出関税の伸び悩みが見込まれることなどから、歳入総額は前年度当初比+1.1%と小幅の伸びにとどめている。なお、税制面では、前年度の所得減税に引続き検討されていた法人減税は見送られたものの、サービス税の引下げ(10%→5%)、工業用輸入原材料425品目に対する関税引下げ、輸出所得特別控除制度の導入等が実施されている。
- (2) 歳出…経常支出をみると、債務償還費が対外元利払いの増高を主因に福祉・教育費を抜き最大の支出項目(前年度当初比+8.0%、歳出総額に占めるウエイト19.2%)となったが、公務員給与・各種補助金の削減等により全体では同+1.9%とほぼ前年度並みの水準に圧縮されている。一方、開発支出は、国防費が前年度に引続き大幅に削減されたものの、福祉・教育関連への重点配分により、同+15.7%と高目の伸びとなっている。

#### マレーシア86年度予算

(単位：百万リング・%)

	1985年度 (当初予算)	1986年度	前年度比
	歳入計	21,877	22,121
直接税	9,158	9,633	5.2
間接税	10,410	9,738	△ 6.5
歳出計	29,191	30,812	5.6
経常支出	21,538	21,954	1.9
債務償還	5,486	5,925	8.0
経済開発	2,027	2,197	8.4
福祉・教育	5,516	5,884	6.7
国防・治安	3,691	3,882	5.2
開発支出	7,653	8,858	15.7
経済開発	4,562	4,791	5.0
福祉・教育	1,634	2,635	61.3
国防・治安	690	485	△ 29.7
財政収支	△ 7,314	△ 8,691	—

#### ◇インドネシア、1986年度予算案を発表

インドネシア政府は1月7日、1986年度(1986/4月～1987/3月)予算案を国会に提出した。同予算案は国家収入の大宗を占める石油・ガス収入の大幅な減少が見込まれる状況下、開発支出を削減することにより、歳出(21兆4,216億ルピア)を前年度当初予算比7.0%減(前年度同+12.1%)に絞り込んだ超緊縮型となっている(なお、同国予算が前年比マイナスとなったのはスハルト政権が第1次開発5ヵ年計画を開始した69年以来初めて)。スハルト大統領は86年度予算はインフレ率(85年+4.3%)を考慮すると、実質では10%以上の減少という超緊縮予算であり、こうした厳しい状況の下で発展を続けるためには、民間部門の役割の拡大、国营企業の経営効率化、輸出入手続きの簡素化などが喫緊の課題であると述べている。

同予算を歳入・歳出別にやや詳しくみると以下のとおり。

- (1) 歳入…石油・ガス収入については、前年度比△12.7%にとどめ、79年度以降常に60%を超えていた国内収入に占める石油・ガス収入の割合は55%に低下した。一方ウエイトの増加した非石油・ガス収入(前年度比+7.7%)の中では85/4月に導入した付加価値税、奢侈品販売税が前年比+28.6%の高い伸びとなっている。この間外国援助は前年度比△17.8%の大幅減少となる見込み。
- (2) 歳出…経常支出は債務返済の増高(前年度比+18.7%)を主因に前年度比+5.9%の伸びとなった(前年度+22.8%)。一方開発支出については新規プロジェクトが全く計上されておらず、前年度比△22.1%の大幅減少となっている。

## インドネシアの1986年度予算案

(単位: 億ルピア、%)

	1985年度 (当初予算)	1986年度	前年度 当初予算比	構成比
歳入計	230,460	214,216	△ 7.0	100.0
国内収入	186,779	178,325	△ 4.5	83.2
石油・ガス収入	111,597	97,382	△ 12.7	45.5
非石油・ガス収入	75,182	80,943	7.7	37.8
所得税	30,740	28,805	△ 6.3	13.4
付加価値税等	16,664	21,433	28.6	10.0
消費税	9,633	10,548	9.5	4.9
輸入税	7,171	5,800	△ 19.1	2.7
輸出税	1,017	788	△ 22.5	0.4
税外収入	7,319	9,539	30.3	4.5
外国援助	43,681	35,891	△ 17.8	16.8
歳出計	230,460	214,216	△ 7.0	100.0
経常支出	123,990	131,256	5.9	61.3
人件費	41,173	42,126	2.3	19.7
物件費	15,299	13,665	△ 10.7	6.4
地方交付金	25,904	26,397	1.9	12.3
債務返済	35,591	42,232	18.7	19.7
開発支出	106,470	82,960	△ 22.1	38.7
教育・文化	15,108	11,459	△ 24.1	5.3
農業・灌漑	14,303	11,055	△ 22.7	5.2
運輸・通信	14,254	10,633	△ 25.4	5.0
鉱業・エネルギー	13,017	10,366	△ 20.3	4.8
地域・都市開発	8,682	9,389	8.1	4.4
治安・国防	7,141	5,540	△ 22.4	2.6
工業	6,551	4,893	5.9	2.3
労働	6,768	3,945	△ 41.7	1.8
住宅	4,377	3,327	△ 23.9	1.6

## 共産圏諸国

## ◇中国、86年および第7次5か年計画期間中の国債発行計画を表

中国国務院は1月3日、86年の国債発行額を前年並みの60億元とする旨公表。また8日には、本年から始まる第7次5か年計画(86~90年)期間中の国債発行額を毎年60億元とする方針を明らかにした。なお、第7次5か年計画期間中の発行総額(300億元)は、第6次5か年計画(81~85年)期間中の発行総額(85/11月までの実績235.97

億元)を約3割上回るが、中国当局は「国民経済の発展と国民の所得水準の向上により、毎年60億元の国債は十分消化できよう」と説明している。

86年の国債発行要領は次のとおり。

- (1) 期間……………5年(全額一括償還)
- (2) 年間利回り……個人向け  
10%  
(85年は9%)  
企業向け  
6%  
(85年は5%)
- (3) 引受け先……個人向け  
40億元  
企業向け  
20億元

## ◇中国、銀行管理暫定条例を公布

中国国務院は1月7日、銀行管理暫定条例を公布した(同日施行)。同条例は、「銀行その他の金融機関に対する管理を強化し、金融事業の健全な発展を保証し、社会主義的近代化を促進する<sup>(注)</sup>」(第1条)ことを目的に制定されたもので、金融機関を中央銀行、専門銀行、その他の金融機関の3つに分類したうえでその機能、業務内容、組織等を建国以来初めて法制化したものである。

たものである。

(注) 中国では、85年9月の共産党全国代表会議において採択された第7次5か年計画(86~90年)草案の中で、「社会の総需要の調節を通じ、インフレの抑制、バランスのとれた経済発展、経済構造の合理化を図るため、金融機関の役割を十分に発揮させる」との方針を示している。

同条例は10章63条からなっており、その主要点は以下のとおり。

- ① 中国人民銀行が国の中央銀行であることを明文化し、その職責として以下の12項目を列挙している(第2章)。

1. 全国の金融活動の方針・政策の研究、立案およびその実施（実施については国务院の認可が条件）
2. 金融法規草案の研究、起草
3. 金融業務の基本的規制の制定
4. 通貨の発行。通貨流通の調節および通貨の安定の維持
5. 預金・貸出金利の管理および人民券の外国通貨に対する交換比率の決定
6. 国の融資計画の編成および融資資金の集中管理。国営企業の運転資金の統一管理
7. 外国為替・金銀および国の外貨準備の管理
8. 専門銀行、その他の金融機関の設置または統廃合の審査・認可
9. 専門銀行、その他の金融機関の業務活動についての指導、管理、調整、監督、会計検査
10. 国庫事務の取扱いおよび国債の代理発行
11. 企業の株式・債券等有価証券取引の管理。金融市場の管理
12. 政府を代表して関係する国際金融活動に従事  
なお同行は「企業および個人に対する直接の預金・貸出業務を行わない<sup>(注)</sup>」ととくに定められており、また、国債の直接引受、政府に対する当座貸越、専門銀行の現金引出し時の当座貸越等を禁止している（第5章）。  
(注) 同行は84年に工商銀行を分離するまで同業務を行っていた。
- ② 専門銀行、その他の金融機関は独立採算制をとり、法律に従い独自に職権を行使すると規定（第3、4章）。とくに融資については「いかなる機関、個人も融資を強制したり、貸付金の回収を妨害してはならない」としている。また、融資先の検査、監督権限も付与されている（第8章）。
- ③ 個人預金者の合法的な権利、利益を保護し、預入と引出しの自由、預金利子支払いの保証および預金者の秘密保持等を明文化（第8章）。
- ④ 非金融機関による金融業務、地方人民政府による地方銀行設立、個人による銀行および金融機関設立はいずれも禁止（第1、4章）。
- ⑤ 企業の株式、債券（第2章）および専門銀行間のコー

ル市場（第6章）等についての規定を設け、金融市場育成のための法的枠組を設定。

#### ◆中国、直接投資の流入促進策を相次いで実施

中国は86年に入り、①合弁企業の合弁期限の延長（30年→50年）、②合弁企業に対する外貨規制等の緩和、③利子・リース料所得の減税期間延長等直接投資の流入促進策を相次いで実施した。

・合弁企業の合弁期限延長…国务院は「中外合資経営企業法实施条例」（83年制定）の一部を改正し、以下のいずれかの項目に該当する合弁企業の合弁期限を50年に延長した（国务院の承認を得れば合弁期限を50年以上とすることも可能、2月1日実施）。

- ① 投資が大きく、建設工期が長く、資金利潤率の低い事業。
- ② 外資側が先進技術または中核となる技術を提供して先端製品を生産する事業。
- ③ 国際競争力を有する事業。

——従来は①に該当する合弁企業についてのみ、合弁期限を30年以上としてもよいとされていた。

・合弁企業に対する外貨規制等の緩和…国务院は1月15日、「合弁企業の外貨収支バランスに関する規定」（14条）を公布、合弁企業の外貨取得・送金等に関する規制を緩和した（2月1日実施）。同規定により合弁企業が新たに行うことができるようになる行為のうち主要なものは以下のとおり（いずれも一定の条件をみたす企業のみを対象）。

- ① 合弁企業相互間の外貨融通。
- ② 合弁企業の中国国内販売規制の緩和。
- ③ 合弁企業が中国国内で販売する製品の外貨による決済。

・利子・リース料所得の減税期間の延長…財政省は1月23日、「外国投資家が得た利子・リース料にかかわる所得税の減免に関する暫定規定」を90年末まで延長することを決定した。

——同規定では、両所得の税率を通常の20%から10%に軽減。なお、同規定の当初の適用期間は83年から85年までとなっていた。